

第4期

白老町地域福祉計画

白 老 町

はじめに

近年、少子高齢化や核家族化が急速に進行し、価値観や生活スタイルの多様化に伴う個人主義の広がりにより、地域での住民相互の社会的つながりが希薄化し、介護や子育てへの不安、高齢者の孤立、児童虐待への対応や障がい者の自立支援など求められる福祉ニーズも複雑・多様化しています。

本町においても同じような状況にあり、多様で複雑になる福祉ニーズへの対応は、これまでの公的サービスのみでは難しい状況にあります。

また、北海道胆振東部地震発生後には、あらためて近所付き合いや自治会活動をはじめとする地域のかや、地域のかや、地域のかや、地域のかやの重要性を再認識させられたところです。

これからの福祉のまちづくりにおいては、行政はもとより、地域社会を構成する町民一人ひとり、町内会、各種団体、企業などが共に考え取り組み、年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人々が尊厳を持ち、それぞれの役割を果たしながら地域社会を築いていくことが求められています。

こうした背景のもと、本町では地域住民の皆様と共に、各機関が協働で支え合いのまちづくりを推進するための指針となる「白老町地域福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画の基本理念である「思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる健幸のまち」を目指し、地域住民の皆様や関係団体等の方々と協働で地域福祉の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたりご提言いただきました白老町地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査において貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係機関・団体等の皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

白老町長 戸田 安彦

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1.計画策定の背景・目的 4
- 2.計画の位置づけ 5
- 3.計画の期間 6
- 4.計画の策定体制 6

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1.地域福祉を取り巻く現状 8
- 2.要介護認定者(要支援を含む)推移 9
- 3.障がい者数の推移 10
- 4.生活保護世帯の推移 10
- 5.地域福祉に関するアンケート調査 11

第3章 これまでの取組と主要課題

- 1.第3期地域福祉計画を振り返って 26

第4章 計画の理念と目標

- 1.基本理念 32
- 2.基本的視点 33
- 3.基本目標 34
- 4.計画の体系 36

第5章 施策の展開

- 1.基本目標1 みんなで支え合う仕組みづくり 38
- 2.基本目標2 共生の人づくりとまちづくり 46
- 3.基本目標3 福祉サービス向上のための仕組みづくり 52

第6章 計画の推進・管理体制

- 1.計画の推進に向けての連携・協力の確保 62
- 2.計画の進行管理 62

第7章 資料

- 1.計画策定の経過 64
- 2.白老町地域福祉計画策定委員会委員名簿 65
- 3.事務局員名簿 65

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景・目的

地域福祉とは、住み慣れた地域で、お互いが支え合い助け合うことにより、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができる地域社会をつくることです。

しかしながら、少子・高齢化の急速な進展、核家族化、単身世帯の増加や近隣住民との関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。また、福祉分野では複合的な課題を抱える世帯への支援が大きな課題となっています。

このような、複雑化・多様化するニーズや課題に対応するためには、福祉などの公的サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合い・支え合い活動だけでも対応することはできません。双方が両輪となって取り組むことにより、地域福祉の推進を図ることが求められています。

こうした地域福祉を取り巻く環境の変化に対応するため、今までの計画を検証し、地域資源を有効に活用しながら、人と人とのつながりを見直し、お互いに支え合うことができる地域づくりを実現するための方策として、第4期白老町地域福祉計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

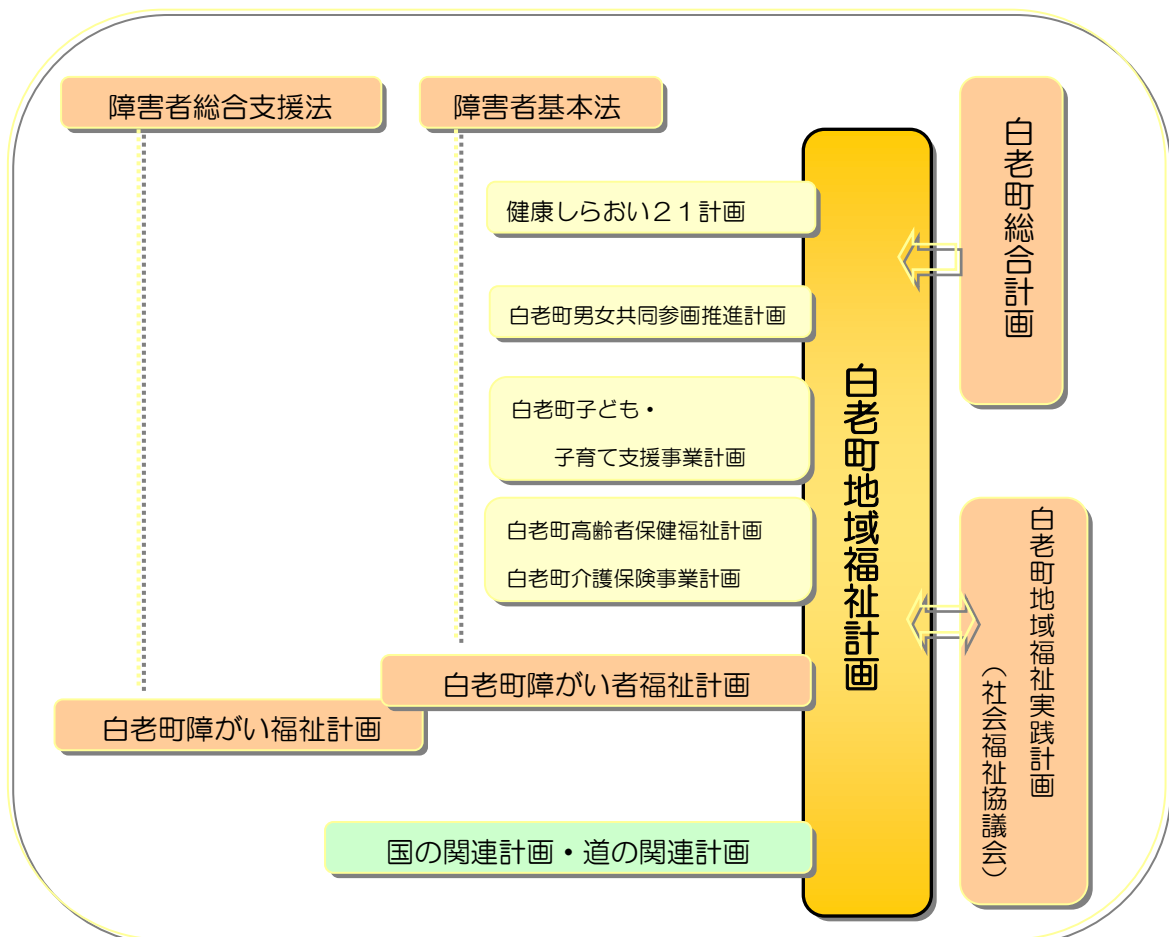
地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村の総合計画を踏まえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものです。

同法は平成 30 年 4 月に改正され、地域における高齢者、障がい者、児童等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を策定することが新たに定められました。

計画の内容は、幅広い地域住民の意見を集約した第 1～3 期計画の理念と基本的視点を継承しながら、現在の社会状況を踏まえ、地域の生活に密着した保健福祉サービスの提供体制づくりを、住民、関係機関等と行政の連携により推進していきます。

施策の展開にあたっては、国及び北海道の施策等との整合を図りつつ、「第 6 次白老町総合計画」をはじめ、保健福祉分野における町の個別計画等との整合性を図っていくものとします。

なお、地域福祉推進のための具体的な取組については、白老町社会福祉協議会が策定した「第 5 期白老町地域福祉実践計画」と整合性を図り、連携しながら進めていくものとします。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年）から令和6年度（2024年）までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢や国の施策の変化等に柔軟に対応するため、計画の進捗状況等を点検しながら、必要に応じて見直しを行うことを考慮し設定しています。

本計画と関係する他の計画期間

計 画 名	年 度										
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
総合計画	現行計画					次期計画					
地域福祉計画	第3期計画					第4期計画					次期計画
地域福祉実践計画	前計画					現行計画					
健康しらおい 21計画	現行計画							次期計画			
子ども・子育て 支援事業計画	前計画					現行計画					
男女共同参画 推進計画		前計画				現行計画				次期計画	
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	前計画			現行計画			次期計画		次々期計画		
障がい者福祉計画	現行計画						次期計画				
障がい福祉計画	前計画			現行計画			次期計画		次々期計画		

4. 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、健康福祉課を中心とする行政機関内部の連携を取るとともに、学識経験者や社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表、保健、医療又は福祉施設等の関係者並びに計画策定のための「白老町地域福祉計画策定委員会」を開催し、幅広い意見を集約しました。

また、地域福祉に関する意識やニーズ把握のためのアンケート調査を実施しました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の推移

白老町の総人口は年々減少傾向にあります。平成27年9月末と令和元年9月末とを比較すると、4年間で1,382人の減少となっております。

(各年度9月末)

区分	平成17年度 (第1期)	平成22年度 (第2期)	平成27年度 (第3期)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口	20,748人	19,376人	18,069人	17,436人	17,023人	16,687人

◎将来推計(白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略より 各年度3月末)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総人口	15,976人	15,624人	15,272人	14,920人	14,568人	14,213人

(2) 年少者数(0歳から14歳)の推移

年間の出生児数はここ数年60人前後となっており、今後も年少人口の減少が予測されます。

(各年度9月末)

	平成17年度 (第1期)	平成22年度 (第2期)	平成27年度 (第3期)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年少者数	2,341人	1,975人	1,525人	1,338人	1,257人	1,183人
人口比率	11.1%	10.0%	8.4%	7.7%	7.4%	7.1%

◎将来推計(白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略より 各年度3月末)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年少者数	1,129人	1,077人	1,024人	971人	918人	863人
人口比率	7.1%	6.9%	6.7%	6.5%	6.3%	6.1%

(3) 高齢者数(65歳以上)の推移

高齢者数は平成30年度をピークに横ばいとなっており、今後は減少に転じていきます。高齢化率は、高齢者数は減りますがそれ以上に人口減が進み、上昇すると予測されています。

(各年度9月末)

	平成17年度 (第1期)	平成22年度 (第2期)	平成27年度 (第3期)	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者数	5,883人	6,600人	7,216人	7,463人	7,492人	7,490人
高齢化率	28.4%	34.1%	40.0%	42.8%	44.0%	44.9%

◎将来推計(白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略より 各年度3月末)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者数	7,451人	7,335人	7,219人	7,103人	6,987人	6,871人
高齢化率	46.6%	47.0%	47.3%	47.6%	48.0%	48.3%

2. 要介護認定者(要支援を含む)の推移

介護を必要とする要介護認定者数は近年横ばいで推移しております。令和元年9月末で1,465人の方が認定を受けており、今後は人口減に伴い減少傾向になると予測されています。

(各年度9月末)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	231人	193人	195人	213人	240人	234人
	17.7%	14.1%	13.7%	14.6%	16.4%	16.0%
要支援2	169人	204人	219人	231人	224人	231人
	13.0%	14.9%	15.4%	15.9%	15.3%	15.8%
要介護1	259人	311人	303人	293人	310人	342人
	19.9%	22.8%	21.4%	20.1%	21.2%	23.3%
要介護2	217人	247人	276人	282人	267人	264人
	16.6%	18%	19%	19%	18%	18%
要介護3	185人	168人	187人	200人	198人	182人
	14.2%	12.3%	13.2%	13.8%	13.6%	12.4%
要介護4	128人	129人	138人	136人	126人	123人
	9.8%	9.5%	9.7%	9.3%	8.6%	8.4%
要介護5	115人	113人	101人	100人	97人	89人
	8.8%	8.3%	7.1%	6.9%	6.6%	6.1%
計	1,304人	1,365人	1,419人	1,455人	1,462人	1,465人
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※四捨五入の関係上、計が100%にならない場合があります

3. 障がい者数の推移

本町の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和元年9月末で延べ1,466人で、総人口に占める割合は8.8%となっております。

(各年度9月末)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障がい者(児)	1,514 人	1,429 人	1,341 人	1,247 人	1,141 人
知的障がい者(児)	214 人	224 人	223 人	228 人	231 人
精神障がい者	103 人	107 人	98 人	95 人	94 人
合 計	1,831 人	1,760 人	1,662 人	1,570 人	1,466 人

※合計人数は複数の手帳を取得している方もいるので延べ数となります

4. 生活保護世帯の推移

被保護世帯の世帯数及び被保護者数は、人口減もあり減少傾向にあります。

(各年度3月末・令和元年度は9月末)

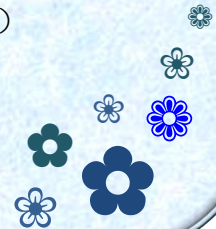
区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被保護 世 帯	世帯数	366 世帯	354 世帯	358 世帯	343 世帯	342 世帯
	人 員	484 人	468 人	473 人	452 人	444 人
保護率		27.2%	26.8%	27.7%	26.9%	26.6%

※保護率は「被保護実人数」÷「対象月末人口」×1,000 で算出したものである

《調査概要》

第4期地域福祉計画改訂の基礎資料を得る目的と、施策の展開等のためにアンケート調査を実施しました。

- ① 調査対象
＞ 18歳以上の白老町民
- ② 調査対象人数
＞ 500人（無作為抽出）
- ③ 調査方法
＞ 郵送による調査
- ④ 調査期間
＞ 発送：令和元年11月8日（金） 締切：令和元年11月22日（金）
- ⑤ 回収率
＞ 229枚（45.8%）



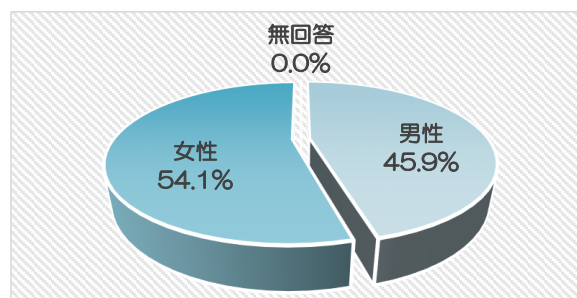
「調査結果」

1 回答者の属性

問1. あなたの性別を教えてください。

性別	件数	%
男性	105	45.9%
女性	124	54.1%
無回答	0	0.0%

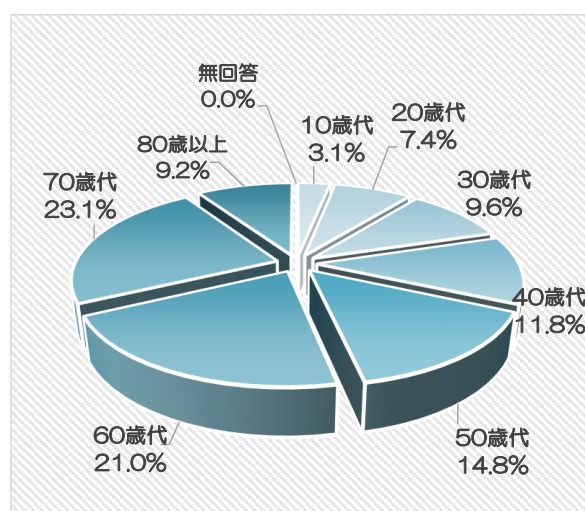
※合計が100%とならない場合があります。



問2. あなたの年代を教えてください。

年代	件数	%
10歳代	7	3.1%
20歳代	17	7.4%
30歳代	22	9.6%
40歳代	27	11.8%
50歳代	34	14.8%
60歳代	48	21.0%
70歳代	53	23.1%
80歳以上	21	9.2%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。

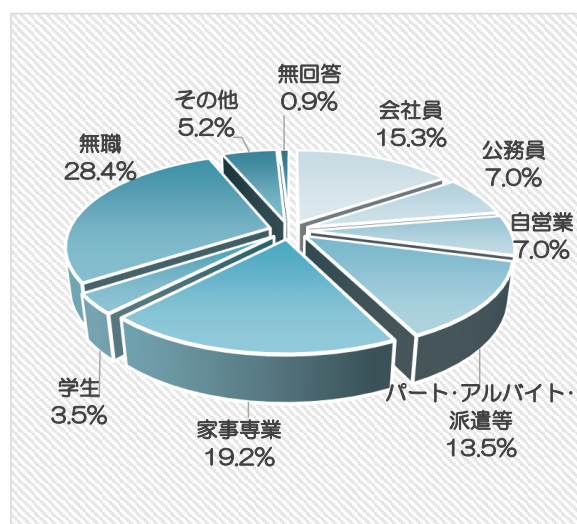


「70歳代」(23.1%)が最も多く、以下「60歳代」(21.0%)、「50歳代」(14.8%)の順となっている。

問3. あなたの職業を教えてください。

職業	件数	%
会社員	35	15.3%
公務員	16	7.0%
自営業	16	7.0%
パート・アルバイト・派遣等	31	13.5%
家事専業	44	19.2%
学生	8	3.5%
無職	65	28.4%
その他	12	5.2%
無回答	2	0.9%

※合計が100%とならない場合があります。

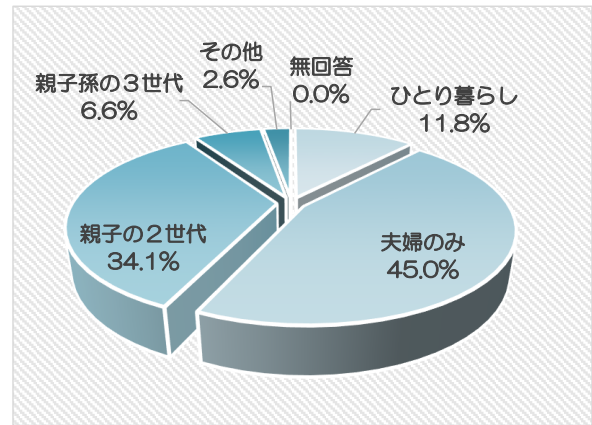


「無職」(28.4%)が最も多く、以下「家事専業」(19.2%)、「会社員」(15.3%)の順となっている。

問4. あなたの世帯構成を教えてください。

世帯構成	件数	%
ひとり暮らし	27	11.8%
夫婦のみ	103	45.0%
親子の2世代	78	34.1%
親子孫の3世代	15	6.6%
その他	6	2.6%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。



「夫婦のみ」(45.0%)が最も多く、以下「親子の2世代」(34.1%)、「ひとり暮らし」(11.8%)の順となっている。

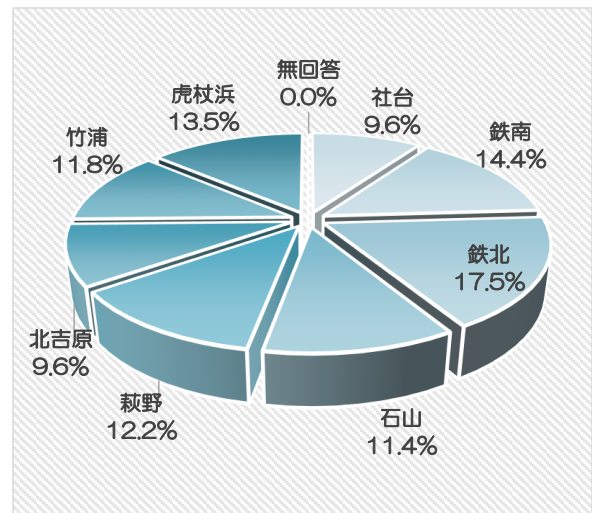
問5. あなたのお住まいの地域を教えてください。

地域	件数	%
社台	22	9.6%
鉄南(※2)	33	14.4%
鉄北(※3)	40	17.5%
石山	26	11.4%
萩野	28	12.2%
北吉原	22	9.6%
竹浦	27	11.8%
虎杖浜	31	13.5%
無回答	0	0.0%

※合計が100%とならない場合があります。

※2 日の出町、東町、大町、高砂町

※3 若草町、末広町、緑丘、栄町、本町、陣屋町、緑町、宇白老



《年代別内訳》

回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
社台	0	1	2	3	2	6	5	3	22
鉄南	2	2	4	5	6	4	7	3	33
鉄北	2	2	4	7	6	7	8	4	40
石山	2	3	2	2	4	5	5	3	26
萩野	0	3	1	1	4	8	7	4	28
北吉原	0	0	1	4	3	6	6	2	22
竹浦	1	2	3	2	5	5	9	0	27
虎杖浜	0	4	5	3	4	7	6	2	31
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0

回答数は「鉄北」(17.5%)が最も多く、以下「鉄南」(14.4%)、「虎杖浜」(13.5%)の順となっている。

年代別内訳は、全ての地区で「60代」もしくは「70代」が最も多くなっている。

「60代」が最も多い地区は「社台」(6件)「萩野」(8件)、「虎杖浜」(7件)

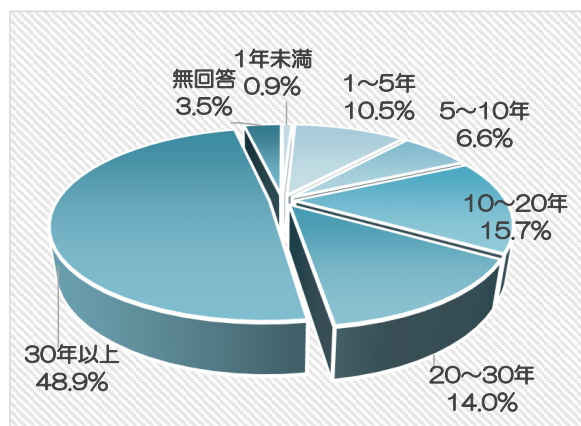
「70代」が最も多い地区は「鉄南」(7件)、「鉄北」(8件)、「竹浦」(9件)

「60代」「70代」が同率で最も多い地区は「石山」(5件)、「北吉原」(6件)であった。

問6. 白老町に住んで通算何年になりますか。

年数	件数	%
1年未満	2	0.9%
1～5年	24	10.5%
5～10年	15	6.6%
10～20年	36	15.7%
20～30年	32	14.0%
30年以上	112	48.9%
無回答	8	3.5%

※合計が100%とならない場合があります。



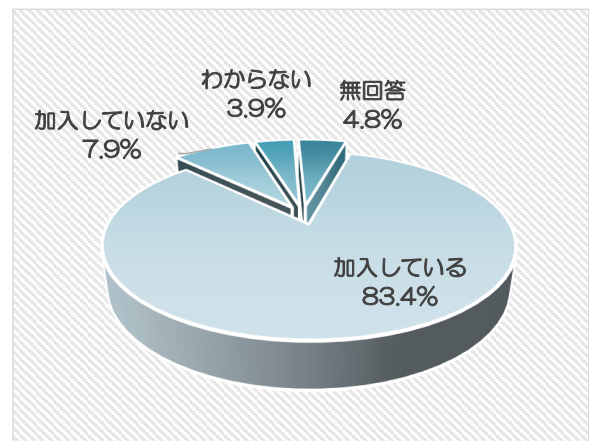
「30年以上」(48.9%)が最も多く、以下「10～20年」(15.7%)、「20～30年」(14.0%)の順となっている。

2 地域生活について

問7. 町内会に加入していますか。

回答	件数	%
加入している	191	83.4%
加入していない	18	7.9%
わからない	9	3.9%
無回答	11	4.8%

※合計が100%とまらない場合があります。



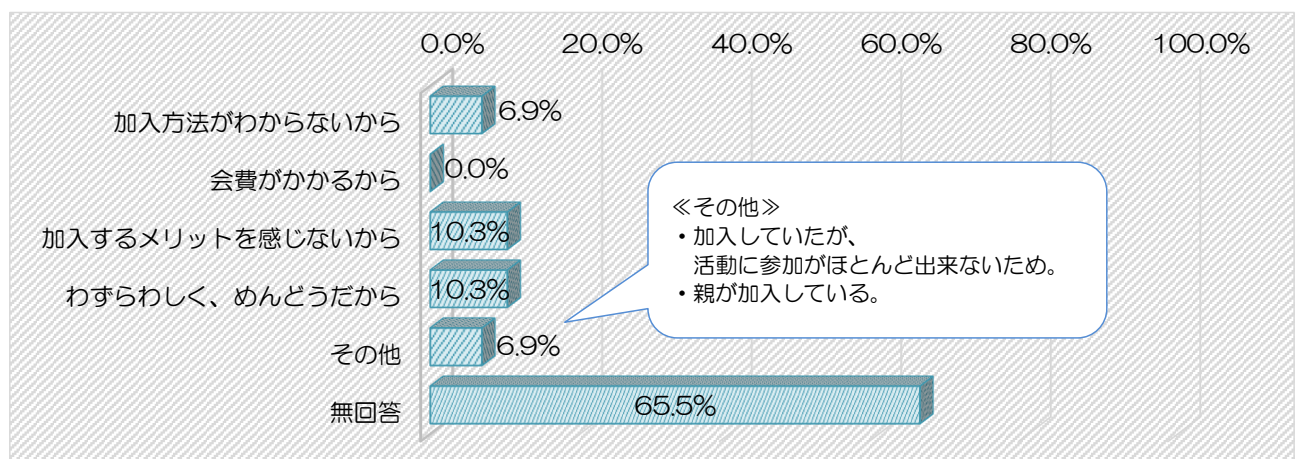
《年代別内訳》

回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
加入している	4	13	13	23	28	43	48	19	191
加入していない	1	2	6	1	4	0	2	2	18
わからない	2	1	3	2	1	0	0	0	9
無回答	0	1	0	1	1	5	3	0	11

「加入している」(83.4%)が最も多く、以下「加入していない」(7.9%)、「無回答」(4.8%)の順となっている。
年代別内訳は、「加入している」が「70代」(48件)、「加入していない」「わからない」が「30代」(6件・3件)、「無回答」が「60代」(5件)で最も多くなっている。

▶問7で「加入していない」と答えた方に質問です。

問8. 町内会に加入していないのはなぜですか。(〇は1つ)



※合計が100%とまらない場合があります。
 ※「無回答」には問7の無回答者数も含まれます。

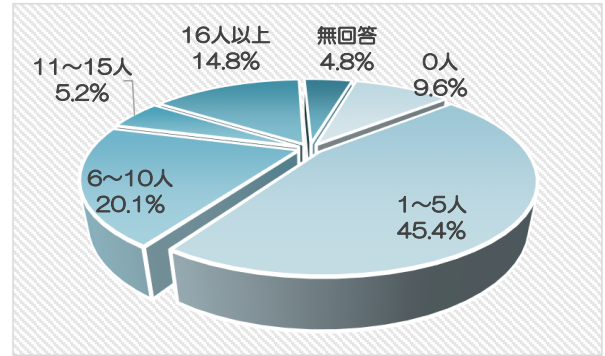
「無回答」(19件:65.5%)が最も多く、以下「加入するメリットを感じないから」「わずらわしく、めんどうだから」が同率(3件:10.3%)、「加入方法がわからないから」「その他」も同率(2件:6.9%)の順となっている。

問9. あなたと交流のある人の人数を教えてください。

▷問9-①. 近所に住んでいる人

人数	件数	%
0人	22	9.6%
1~5人	104	45.4%
6~10人	46	20.1%
11~15人	12	5.2%
16人以上	34	14.8%
無回答	11	4.8%

※合計が100%とならない場合があります。



◀年代別内訳▶

回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
0人	1	4	2	4	4	4	3	0	22
1~5人	5	9	12	9	16	21	22	10	104
6~10人	1	1	4	8	3	11	13	5	46
11~15人	0	0	2	0	2	3	3	2	12
16人以上	0	2	2	4	8	5	9	4	34
無回答	0	1	0	2	1	4	3	0	11

「1~5人」(45.4%)が最も多く、以下「6~10人」(20.1%)、「16人以上」(14.8%)の順となっている。

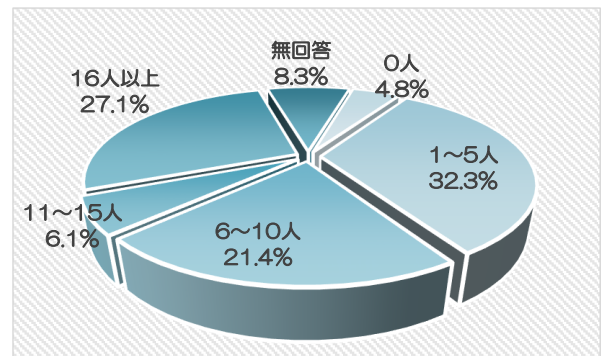
年代別内訳は、「0人」が「20代」「40代」「50代」「60代」で同率(4件)、

「1~5人」「6~10人」「16人以上」が「70代」(22件・13件・9件)、「11~15人」が「60代」「70代」で同率(3件)、「無回答」が「60代」(4件)で最も多くなっている。

▷問9-②. それ以外のところに住んでいる人

人数	件数	%
0人	11	4.8%
1~5人	74	32.3%
6~10人	49	21.4%
11~15人	14	6.1%
16人以上	62	27.1%
無回答	19	8.3%

※合計が100%とならない場合があります。



◀年代別内訳▶

回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
0人	1	3	1	1	0	1	4	0	11
1~5人	5	1	7	8	8	19	18	8	74
6~10人	0	2	5	3	11	15	13	0	49
11~15人	0	2	3	0	3	0	3	3	14
16人以上	1	8	6	12	11	8	11	5	62
無回答	0	1	0	3	1	5	4	5	19

「1~5人」(32.3%)が最も多く、以下「16人以上」(27.1%)、「6~10人」(21.4%)の順となっている。

年代別内訳は、「0人」が「70代」(4件)、「1~5人」「6~10人」が「60代」(19件・15件)、

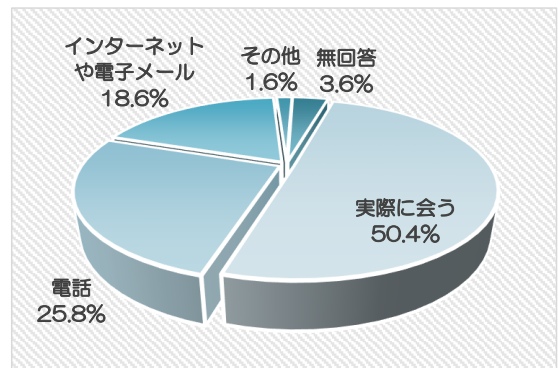
「11~15人」が「30代」「50代」「70代」「80代」で同率(3件)、

「16人以上」が「40代」(12件)、「無回答」が「60代」「80代」の同率(5件)で最も多くなっている。

問10. 交流のある人とは、どのようにして交流を持っていますか。（該当する全てに○）

回答	件数	%
実際に会う	195	50.4%
電話	100	25.8%
インターネットや電子メール	72	18.6%
その他	6	1.6%
無回答	14	3.6%

※合計が100%とならない場合があります。

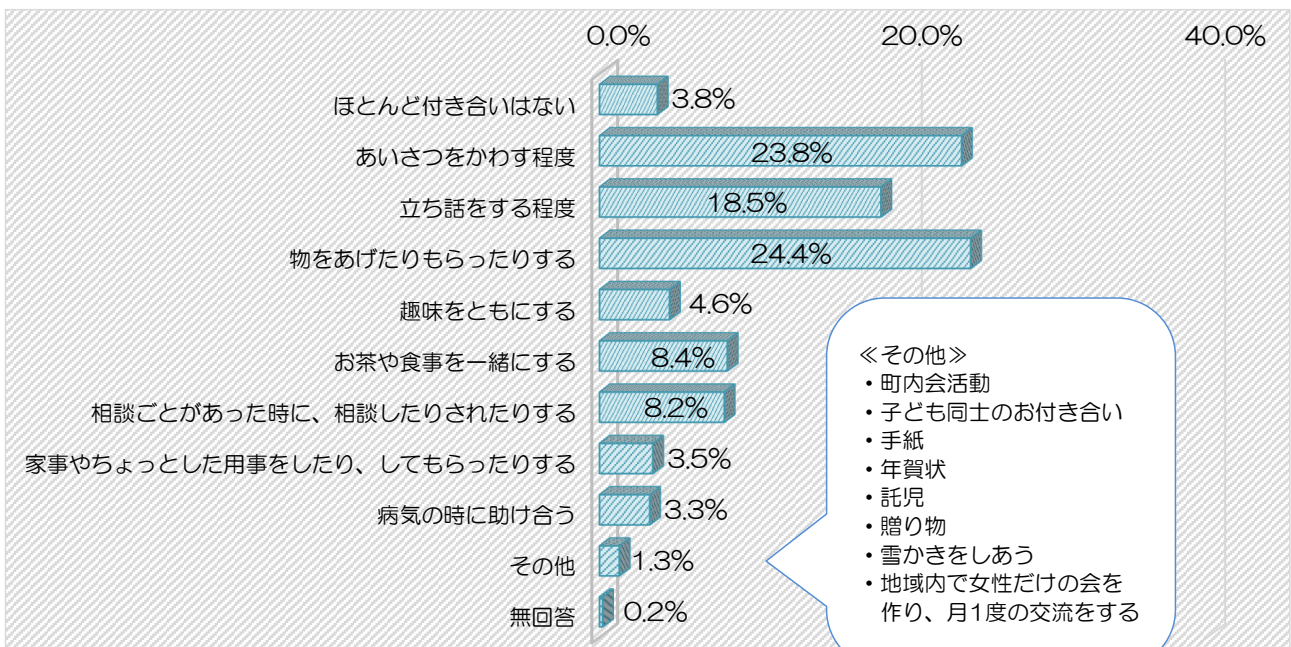


《年代別内訳》

回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
実際に会う	7	15	19	25	31	42	38	18	195
電話	1	6	6	5	14	25	33	10	100
インターネットや電子メール	4	7	12	14	19	10	6	0	72
その他	0	0	1	0	0	0	4	1	6
無回答	0	2	1	1	0	5	5	0	14

「実際に会う」(50.4%)が最も多く、以下「電話」(25.8%)、「インターネットや電子メール」(18.6%)となっている。年代別内訳は、「実際に会う」が「60代」(42件)、「電話」「その他」が「70代」(33件・4件)、「インターネットや電子メール」が「50代」(19件)、「無回答」が「60代」「70代」の同率(5件)で最も多くなっている。

問11. 近所の人とは、どのようなお付き合いをしていますか。（該当する全てに○）



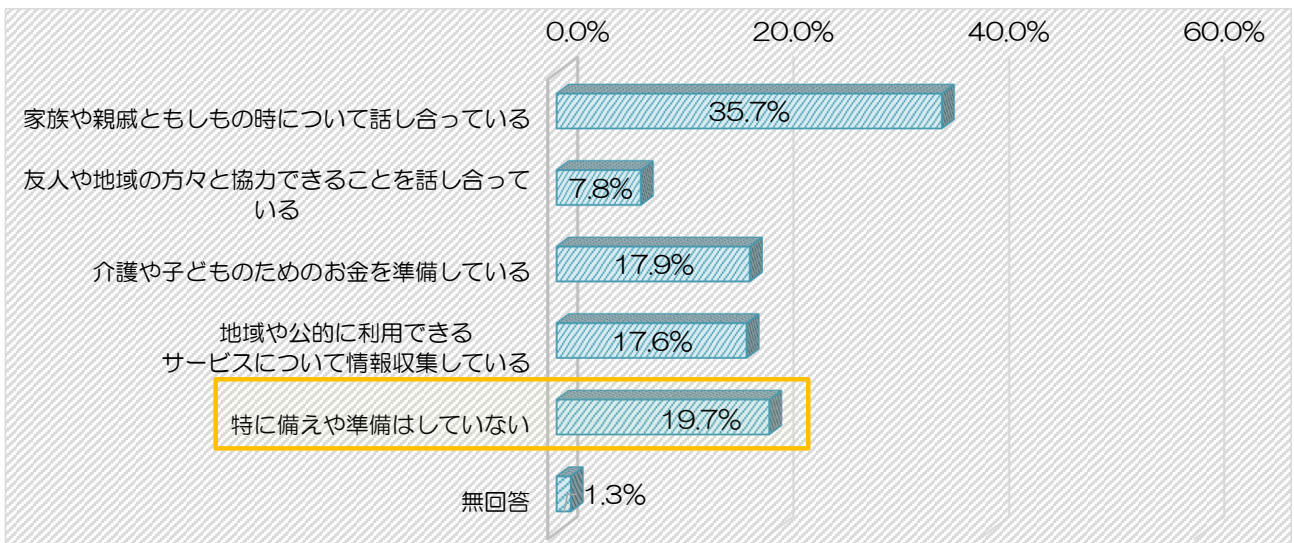
《その他》

- ・町内会活動
- ・子ども同士のお付き合い
- ・手紙
- ・年賀状
- ・託児
- ・贈り物
- ・雪かきをシェア
- ・地域内で女性だけの会を作り、月1度の交流をする

※合計が100%とならない場合があります。
※表示の便宜上、最大値を40.0%としています。

「物をあげたりもらったりする」(24.4%)が最も多く、以下「あいさつをかわす程度」(23.8%)、「立ち話をする程度」(18.5%)の順となっている。

問12. あなたやご家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になった時のため、どのような備えや準備をしていますか。（該当する全てに○）



※合計が100%とならない場合があります。
※表示の便宜上、最大値を60.0%としています。

「家族や親戚ともしもの時について話し合っている」(35.7%)が最も多く、以下「特に備えや準備はしていない」(19.7%)、「介護や子どものためのお金を準備している」(17.9%)の順となっている。

▶問12で「特に備えや準備はしていない」と答えた方の理由を教えてください。

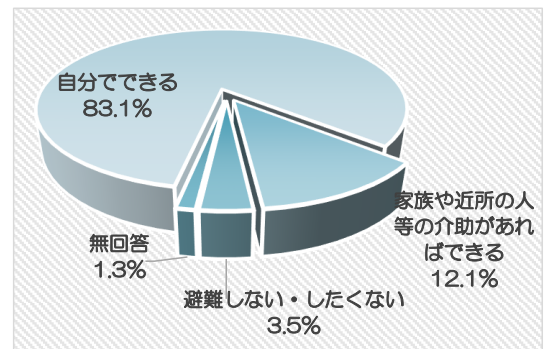
- 特に理由はない。
- 忙しい。
- 必要性を感じていない。
- 健康なため、考えていない。
- 今はまだ現実的に考えていない。（年齢的に）
- 話し合ったことがない。
- きっかけや実感がないため。
- その時に考える。
- 余裕がなく自分の生活で精一杯なため。
- これから考えていく。
- 公的機関にはどこへ相談して良いかわからない。（特に入院する程ではない場合）



問13. 地震など災害が発生した時、あなたはどのように避難しますか。

回答	件数	%
自分ができる	192	83.1%
家族や近所の人等の介助があればできる	28	12.1%
避難しない・したくない	8	3.5%
無回答	3	1.3%

※合計が100%とならない場合があります。



▶問13で「避難しない・したくない」と答えた方の理由を教えてください。

- 障がい者用の避難所がない。
- 職場の利用者の避難誘導のため。
- 動物がいるから避難できない。
- 乳幼児が3人いるため、多分できない。



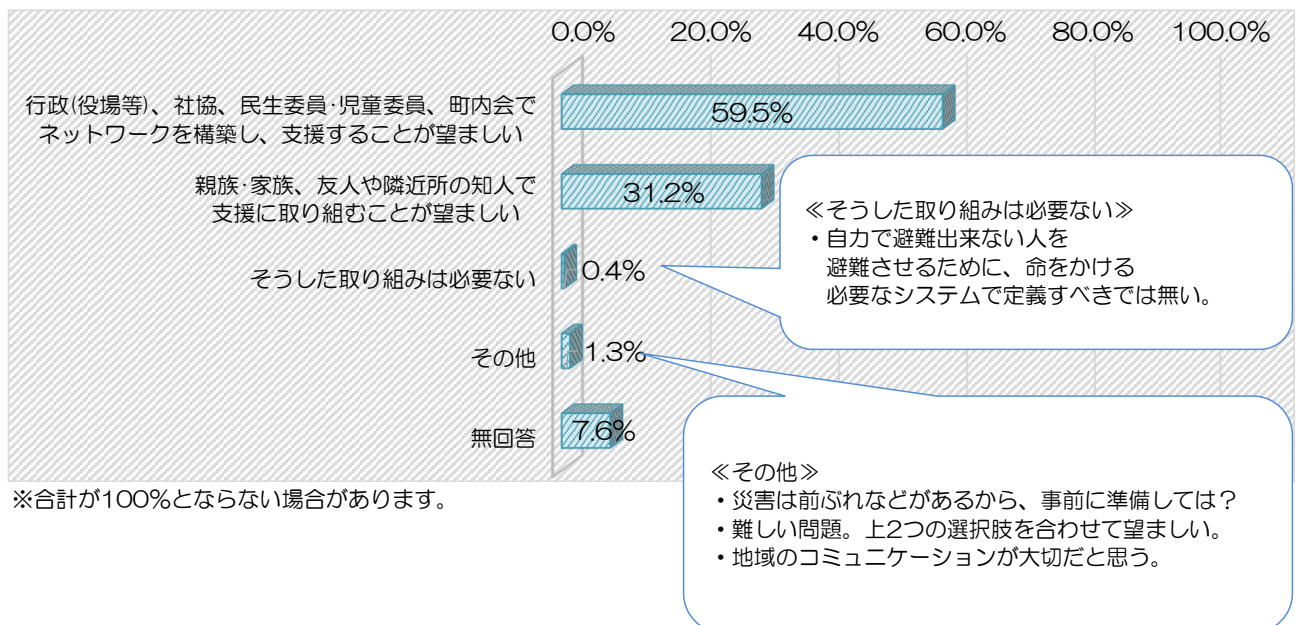
《年代別内訳》

回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
自分でできる	5	14	19	24	31	46	43	10	192
家族や近所の人等の介助があればできる	1	2	2	2	3	1	8	9	28
避難しない・したくない	1	1	0	1	1	2	1	1	8
無回答	0	0	1	0	0	0	1	1	3

「自分でできる」(83.1%)が最も多く、以下「家族や近所の人等の介助があればできる」(12.1%)、「避難しない・したくない」(3.5%)の順となっている。

年代別内訳は、「自分でできる」「避難しない・したくない」が「60代」(46件・2件)、「家族や近所の人等の介助があればできる」が「80代」(9件)、「無回答」が「30代」「70代」「80代」の同率(1件)で最も多くなっている。

問14. 災害が発生した時、自力で避難できない方への支援の取り組みについて、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)



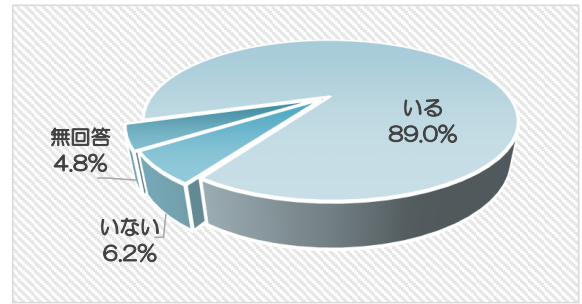
「行政(役場等)、社協、民生委員・児童委員、町内会でネットワークを構築し、支援することが望ましい」(59.5%)が最も多く、以下「親族・家族、友人や隣近所の知人で支援に取り組むことが望ましい」(31.2%)、「無回答」(7.6%)の順となっている。

問15. 生活の中で悩んだり、困ったりした時に、相談できる人はいますか。

回答	件数	%
いる	202	89.0%
いない	14	6.2%
無回答	11	4.8%

※合計が100%とならない場合があります。

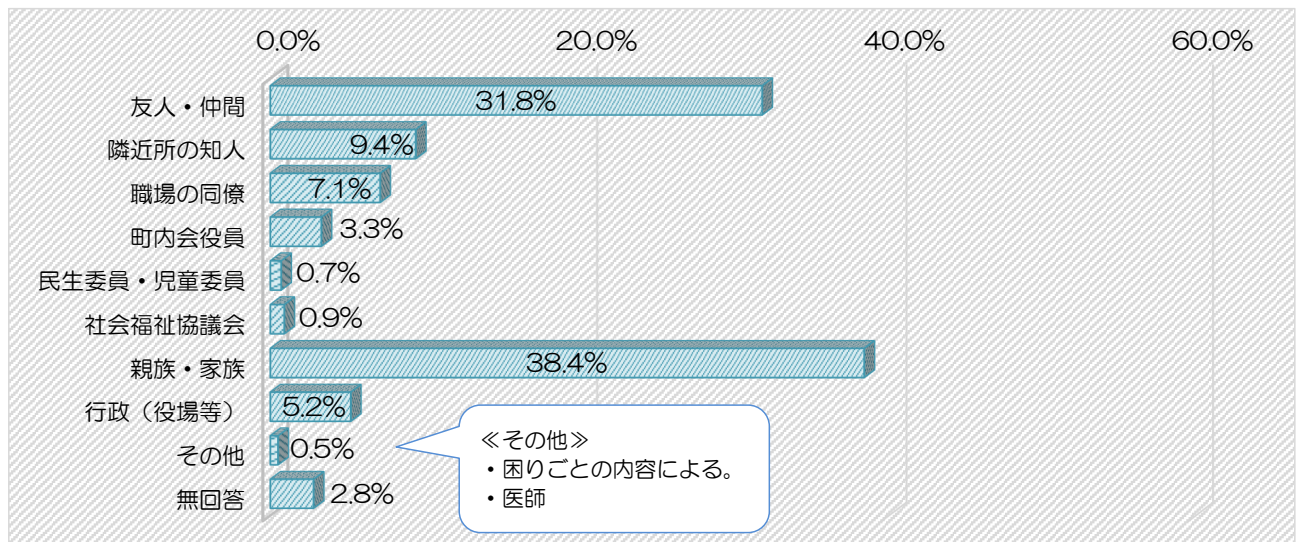
▶ 問16へ
▶ 問17へ



「いる」(89.0%)が最も多く、以下「いない」(6.2%)、「無回答」(4.8%)の順となっている。

▶問15で「いる」と答えた方に質問です。

問16. どなたに相談します(しました)か。(該当する全てに○)



※合計が100%とならない場合があります。
※表示の便宜上、最大値を60.0%としています。

「親族・家族」(38.4%)が最も多く、以下「友人・仲間」(31.8%)、「隣近所の知人」(9.4%)の順となっている。

▶問15で「いない」と答えた方に質問です。

問17. あなたが抱えている悩みをどう解決します(しました)か。(記述)

- 悩みはないので相談する相手はいらない。
相談しているひまがあったら行動した方が早い。
また、相談したところで自分の思った解答がもらえるわけではないので、時間の無駄だと思う。
- 迷惑にならないように(家族・友人・近所など)我慢をしたり、解決法を自分なりに考える。
- 基本的に悩まない。
悩みが発生した場合は、自分で解決する。
人に話したりしても決めるのは自分だから。
- そのようなことがないため、いまはなんともない。
- その時にならないとよくわからない。
- 何でも一人で考えて動いている。
- 悩まない。
- 解決出来ない。

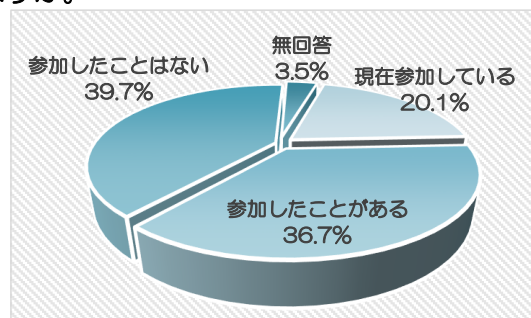
回答率
40.7%
無回答率
59.3%

3 地域福祉活動について

問18. ボランティアや地域の活動に参加したことがありますか。

回答	件数	%
現在参加している	46	20.1%
参加したことがある	84	36.7%
参加したことはない	91	39.7%
無回答	8	3.5%

※合計が100%とならない場合があります。



《年代別内訳》

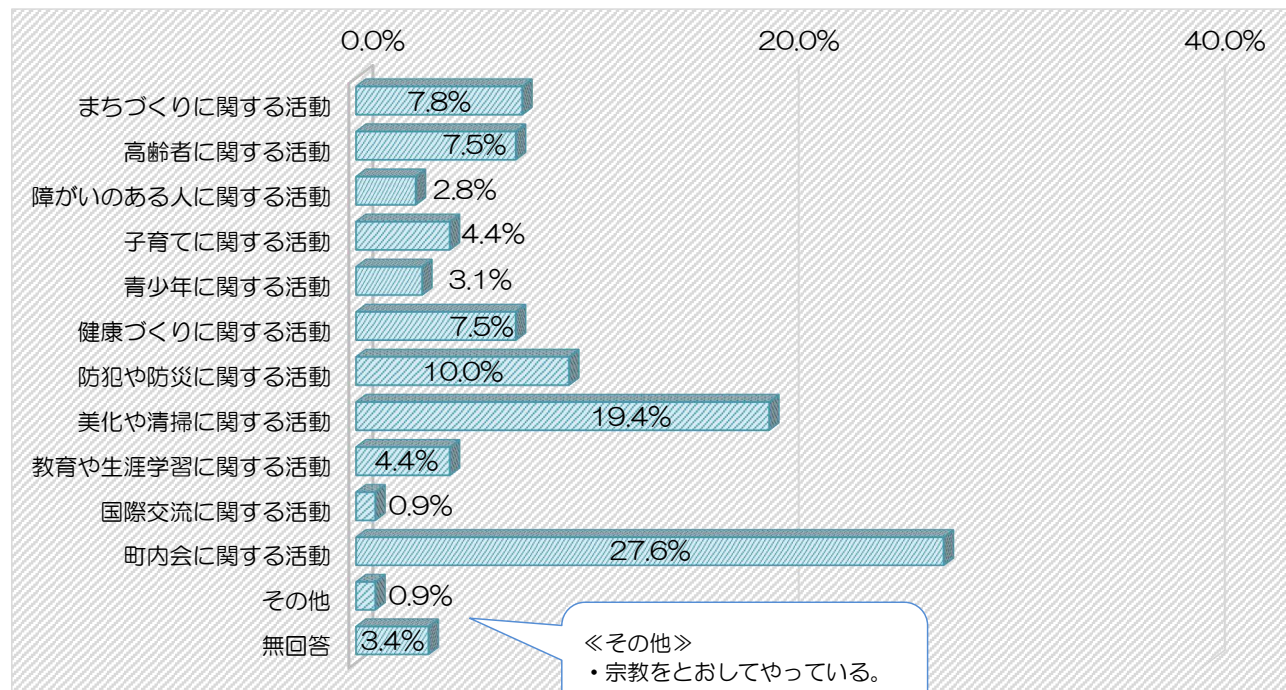
回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
現在参加している	0	0	2	8	9	11	13	3	46
参加したことがある	4	7	3	7	11	22	23	7	84
参加したことはない	3	10	16	11	14	13	15	9	91
無回答	0	0	1	1	0	2	2	2	8

「参加したことはない」(39.7%)が最も多く、以下「参加したことがある」(36.7%)、「現在参加している」(20.1%)の順となっている。

年代別内訳は、「現在参加している」「参加したことがある」が「70代」(13件・23件)、「参加したことはない」が「30代」(16件)、「無回答」が「60代」「70代」「80代」の同率(2件)で最も多くなっている。

▶問18で「現在参加している」「参加したことがある」と答えた方に質問です。

問19. 参加している(していた)活動の内容はどのようなものですか。(該当する全てに○)



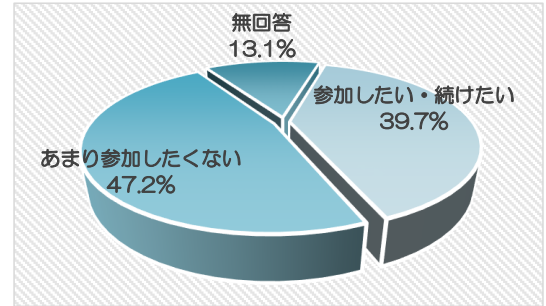
※合計が100%とならない場合があります。
 ※表示の便宜上、最大値を40.0%としています。

「町内会に関する活動」(27.6%)が最も多く、以下「美化や清掃に関する活動」(19.4%)、「防犯や防災に関する活動」(10.0%)の順となっている。

問20. 今後、ボランティア活動に参加したいと思いますか。

回答	件数	%
参加したい・続けたい	91	39.7%
あまり参加したくない	108	47.2%
無回答	30	13.1%

※合計が100%とならない場合があります。



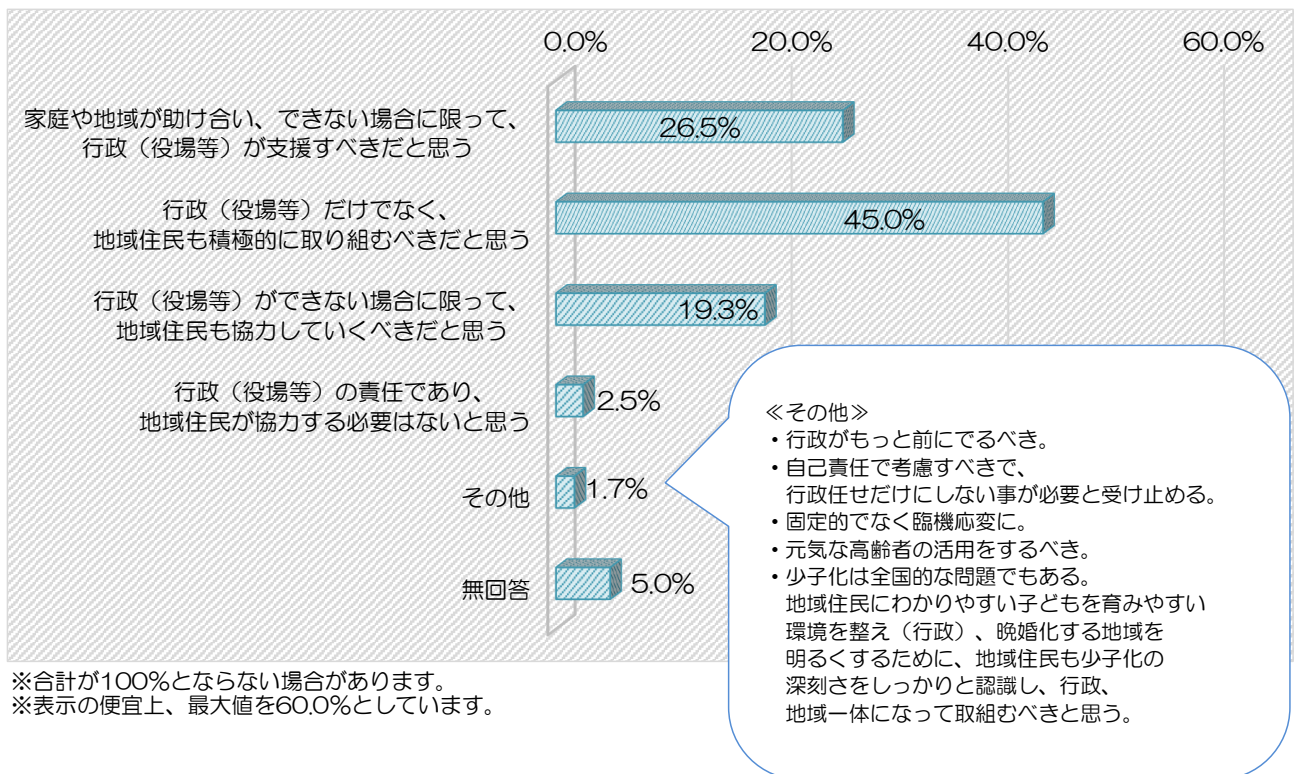
《年代別内訳》

回答	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	合計
参加したい・続けたい	1	10	7	14	16	19	20	4	91
あまり参加したくない	6	7	14	10	15	20	22	14	108
無回答	0	0	1	3	3	9	11	3	30

「あまり参加したくない」(47.2%)が最も多く、以下「参加したい・続けたい」(39.7%)、「無回答」(13.1%)の順となっている。

年代別内訳は、全て「70代」(20件・22件・11件)で最も多くなっている。

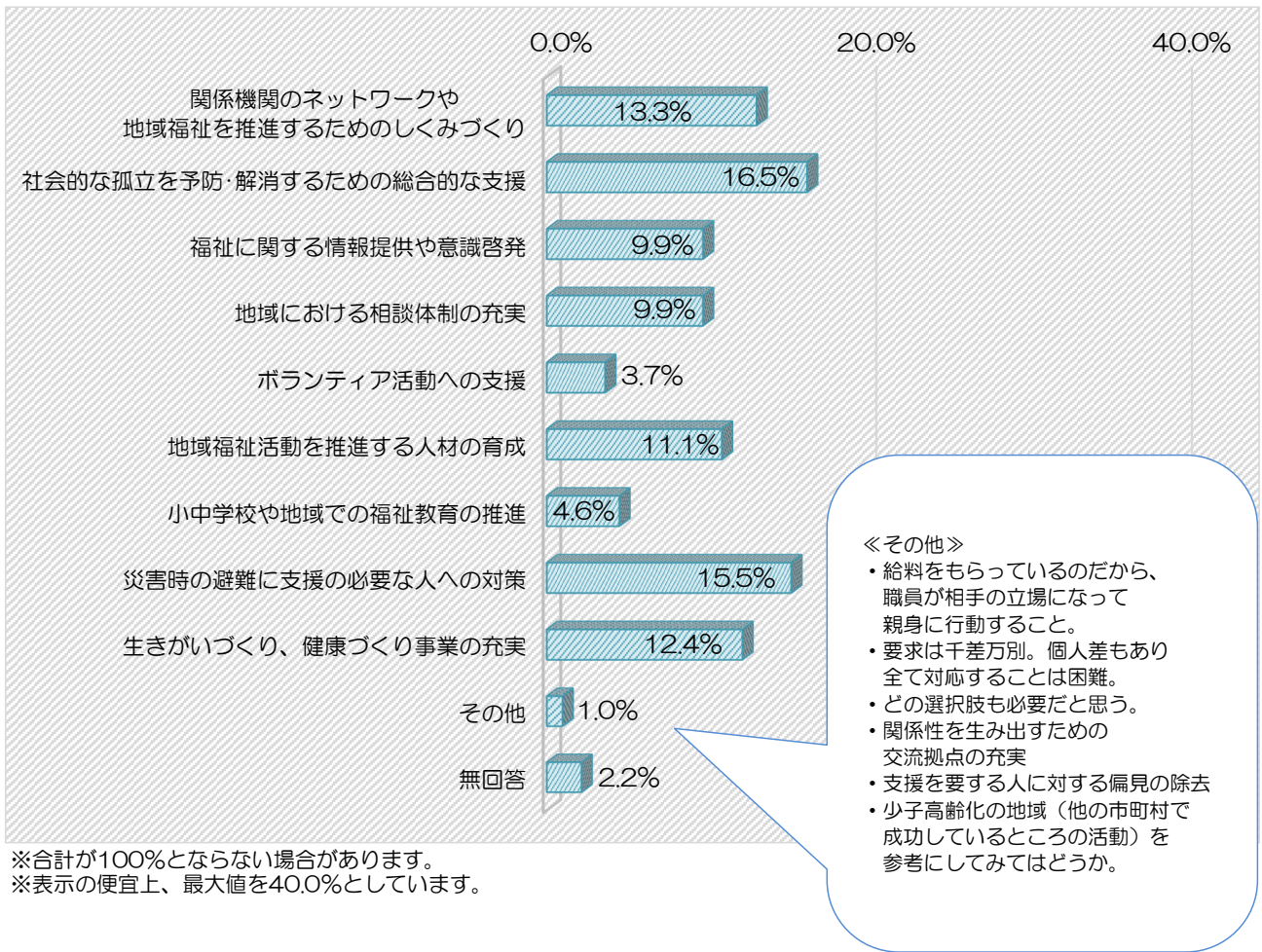
問21. 少子高齢社会がますます進んでいく中、地域福祉を充実させていく上で、行政（役場等）と地域住民の関係はどうあるべきだと思いますか。（〇は1つ）



※合計が100%とならない場合があります。
※表示の便宜上、最大値を60.0%としています。

「行政（役場等）だけでなく、地域住民も積極的に取り組むべきだと思う」(45.0%)が最も多く、以下「家庭や地域が助け合い、できない場合に限って、行政（役場等）が支援すべきだと思う」(26.5%)、「行政（役場等）ができない場合に限って、地域住民も協力していくべきだと思う」(19.3%)の順となっている。

問22. 地域福祉活動を充実させるにはどうしたらいいと思いますか。（〇は3つまで）



「社会的な孤立を予防・解消するための総合的な支援」(16.5%)が最も多く、以下「災害時の避難に支援の必要な人への対策」(15.5%)、「関係機関のネットワークや地域福祉を推進するためのしくみづくり」(13.3%)の順となっている。

第3章 これまでの取組と主要課題

第3章 これまでの取組と主要課題

1. 第3期（平成27年度～令和元年度）地域福祉計画を振り返って

～第3期地域福祉計画の取組状況～

基本目標1 人に優しいまちづくり

（1）福祉教育の充実

- ① 啓発・広報活動の充実
- ② 心のバリアフリーの推進
- ③ 福祉教育の充実
- ④ 出前講座の活用

【主な取組内容】

- ◇障がい者週間にパネル展やパンフレット配布、広報掲載による周知
- ◇認知症サポーター養成講座を小・中学校や地域住民等を対象として開催
- ◇地域住民等に向けた出前講座を開催

（2）出会いの場、話し合いの場づくり

- ① 出会いの場の確保
- ② 話し合いの場の確保

【主な取組内容】

- ◇社会福祉協議会、商工会、金融機関における婚活事業の開催
- ◇大人から子どもまで集える地域食堂の開催

（3）活動拠点の整備

- ① 公共施設の活用
- ② 活動の場の発掘

【主な取組内容】

- ◇地域福祉活動の活動拠点や活動の場としての公共施設の利用の支援
- ◇コミュニティの場として町内各所で地元文化交流の実施

(4) 移動制約者への対応

- ① 移動制約者への対応
- ② 元気号の路線・ダイヤの見直し
- ③ 移動支援の検討

【主な取組内容】

- ◇地域循環バス元気号を平成29年10月に1台増車し、3台体制で運行。
路線、ダイヤ改正を実施
- ◇公共交通空白エリアを対象にデマンド交通（予約型輸送サービス）の運行
- ◇タクシー助成券の支給枚数増（平成30年度から6枚⇒12枚へ）

(5) 生活困窮者への対応

- ① 生活困窮者への対応
- ② 就労支援への支援
- ③ 貧困の連鎖の防止

【主な取組内容】

- ◇生活困窮者等の各種相談に専門職員を配置し、生活再建や課題解決の支援
- ◇生活就労サポートセンターによる出張相談会の開催
- ◇フードバンクを利用した一時的な生活支援の実施
- ◇若者サポートステーションの出張相談回数増（平成30年4月より月1回から月2回）による、若年層の就労支援の強化

(6) 子育て支援の充実

- ① 子どもの健やかな成長のための環境の整備
- ② きめ細かな相談体制の充実
- ③ 研修機会の充実

【主な取組内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの開設（令和元年7月）
- ◇不妊治療費助成事業の対象の拡充
（平成30年度から男性も対象、平成31年度から不育症も対象）
- ◇新生児聴覚検査への助成実施（平成31年度から）
- ◇児童虐待防止研修会の開催や要対協における関係機関との連携

基本目標2 住民自治・住民主体のまちづくり

(1) 町内会活動の活性化

- ① 身近な課題に対応
- ② 組織体制の整備
- ③ 行事等の参加促進

【主な取組内容】

- ◇集落支援員（地域担当者職員）を配置し、地域との連携を強化
- ◇「がんばる地域コミュニティ応援補助制度」の創設

(2) 小地域ネットワークの充実

- ① 小地域ネットワーク活動の推進

【主な取組内容】

- ◇社会福祉協議会による町内各地区の小地域ネットワーク活動の推進

(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成

- ① 人材の発掘
- ② ボランティアセンター登録者の充実

【主な取組内容】

- ◇町民活動サポートセンターによる、地域団体の運営委員会開催や相談支援、協働のまちづくりセミナー開催
- ◇ボランティア入門・基礎講座を開催し、新規ボランティアを開拓
- ◇新規立ち上げボランティア団体に対し活動支援助成

基本目標3 “住民・行政” みんなで支え合うまちづくり

(1) 相談支援体制の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② 相談支援従事者の質の向上

【主な取組内容】

- ◇障がい者基幹相談支援センターの設置（平成30年4月）
- ◇高齢者等虐待防止研修会の開催

(2) 地域における連携体制づくり

- ① 社会福祉協議会の運営と活動支援
- ② 民生委員児童委員協議会の運営と活動支援
- ③ 事業所等の運営と活動支援
- ④ ネットワーク体制の充実

【主な取組内容】

- ◇社会福祉協議会や事業所等に対する運営費補助と事業協力
- ◇地域見守りネットワーク全体会議の開催による連携体制強化
- ◇民生委員児童委員定例会（年10回）での研修・活動報告による情報共有・資質向上

(3) NPO、ボランティア等の活動促進

- ① NPO、ボランティア等の活動支援
- ② 人材の発掘・育成

【主な取組内容】

- ◇市内のボランティア団体へ活動支援の実施
- ◇社会福祉協議会のボランティアセンターにおける、個人・団体に対する活動支援と育成支援

(4) 防災・防犯対策の充実

- ① 防災体制の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 避難行動要支援者避難計画の進行管理

【主な取組内容】

- ◇防犯灯のLED化を実施し防犯対策の強化
- ◇防災訓練・避難訓練の実施
- ◇災害時要支援者対象者名簿作成のため個別勧奨の実施

第4章 計画の理念と目標

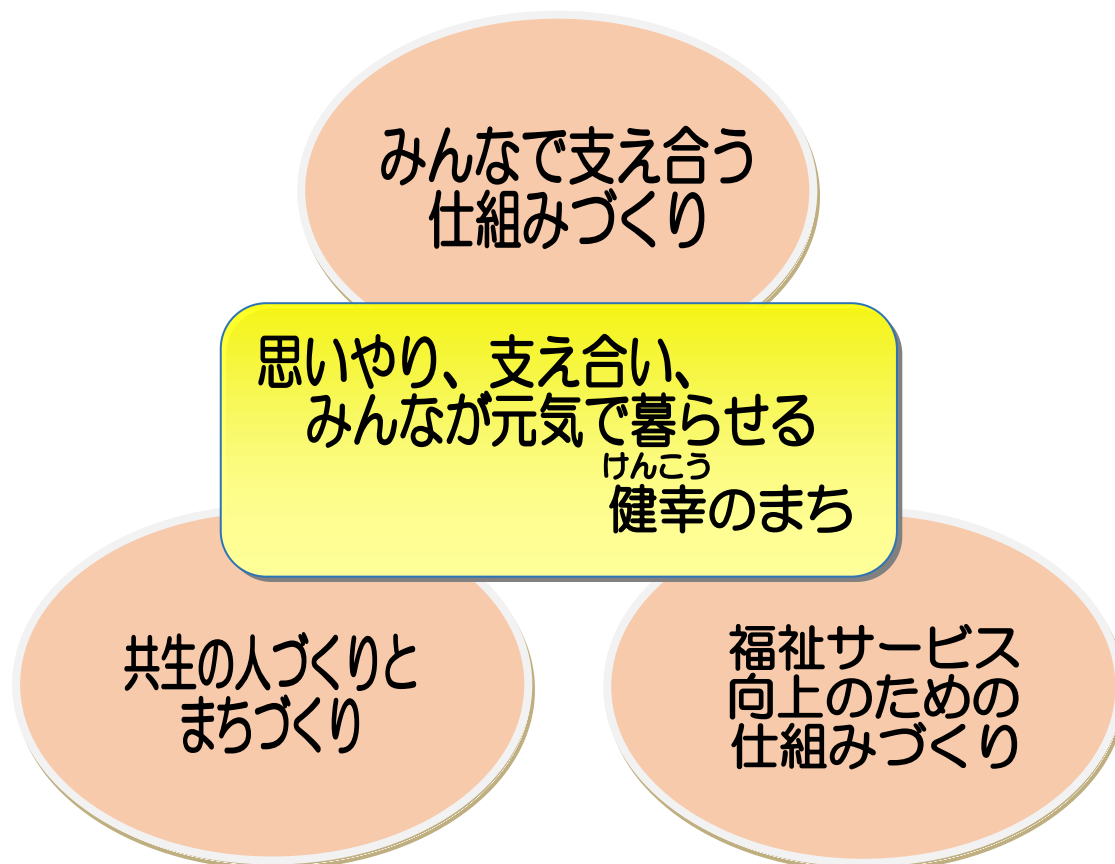
第4章 計画の理念と目標

1. 基本理念

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを維持させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助）、介護保険に代表される社会保険制度及びサービス等（共助）、公的機関による体制やサービス（公助）の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みづくりを行っていくこととします。

◆地域福祉の基本理念



2. 基本的視点

「思いやり、支え合い、みんなが元気で暮らせる^{けんこう}健幸のまち」の実現を支え

る基本的な視点（考え方）として、次のとおり掲げます。

基本的な視点	意味すること
自 助 (町民一人ひとりの心掛け、取組)	町民一人ひとりの自立であり、町民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域の課題の解決に向けて自分でできることを主体的に行うこと。
互 助 (地域全体での取組)	民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、福祉サービス事業所、ボランティアなどさまざまな組織が、協力して共に地域の福祉課題の解決に向けて取り組み、地域全体の力、福祉力などをつけること。
共 助 (制度化された、相互扶助)	社会保険制度、医療や年金、介護保険など。
公 助 (行政の取組)	行政としての責任と役割を果たすとともに、市民の自立の支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。

地域福祉を推進するためには、「自助」「互助」「共助」「公助」、これら4つの支えが適切に連携しながら地域の福祉課題に取り組むという視点が必要であり、これらの緊密な連携が不可欠となります。

3. 基本目標

計画の基本理念を実現するために、3つの目標を掲げて取り組みます。

基本目標1 みんなで支え合う仕組みづくり

地域福祉を推進するためには、地域で暮らす誰もが、地域のことや隣近所・周囲の人に関心を持ち、共に支え、支えられる関係が地域の中で形成されることが重要です。そして、地域の支え合いをより一層高めるためには、身近な地域単位で、町民や関係団体が連携し、地域課題を解決するためのネットワークづくりが必要となります。

このため、地域の実情を理解した町民や社会福祉協議会をはじめ、地域の事業所・団体、ボランティアなどへ呼びかけて、ネットワークを形成し、地域の実情に即した効果的な支援策を展開します。

また、町民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、福祉教育の充実を図ります。

基本目標2 共生の人づくりとまちづくり

みんなと共に支え合うまちづくりを実現するための基本は、地域の中で共に支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

このため、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、同じ地域に住む人同士が知り合い、支え合う意識を自然に育むことができるような地域での交流の場・機会づくりを進めます。

また、希望する誰もが結婚・妊娠・出産に喜びや幸せを感じ、安心して子育てできる環境づくりも推進していきます。

基本目標3 福祉サービス向上のための仕組みづくり

町民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、支援が必要な時に、適切な福祉サービスを身近で気軽に利用できることが大切です。そのため、こうした環境をつくることや、利用者に寄り添った福祉サービスを確保することなどが求められています。

このため、地域におけるさまざまな福祉ニーズを的確に把握するとともに、支援を必要とする人が地域の中で安心して自立して生活できるよう、適切なサービス利用につながる情報提供や切れ目のない横断的な相談体制の強化、権利擁護の推進、福祉サービスの質の向上に取り組みます。

また、さまざまな理由で働くことが困難な状況にある人が、地域で経済的にも自立した生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。

4. 計画の体系

地域福祉の基本理念

思いやり、^{けんこう}支え合い、
みんなが元気で暮らせる健幸のまち



基本目標

施策の方向

【基本目標1】 みんなで支え合う仕組みづくり	(1) 地域福祉を担う人材の確保と資質の向上 (2) 地域福祉のネットワークづくり (3) 地域のつながりの強化 (4) 災害時に備えた地域支援体制の構築
【基本目標2】 共生の人づくりとまちづくり	(1) ボランティア活動の推進 (2) 切れ目のない子育て支援の強化 (3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進
【基本目標3】 福祉サービス向上のための 仕組みづくり	(1) 相談支援体制の強化・充実 (2) 権利擁護体制の推進 (3) 移動制約者への移動手手段の確保 (4) 生活困窮者等の生活保障と自立支援

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

【基本目標1】 みんなで支え合う仕組みづくり

(1) 地域福祉を担う人材の確保と資質の向上

現状と課題

- ◇障がいのある方の高齢化を含め、高齢者人口が増加していることなどに伴い、介護予防の取組や認知症への対応、心身の状態に応じたケア技術等、複雑・高度化するニーズに対応した福祉・介護サービスが求められています。
- ◇福祉・介護分野の離職率は高く、専門職の人材確保が困難となっており、その安定的な確保が大きな課題となっています。
- ◇民生委員・児童委員などの地域を担う人材を育成する必要があります。
- ◇地域の間人関係が希薄になる中、地域を担う人材が少なくなっているため、将来の中心となる地域のリーダーを育成する必要があります。

施策の方向性

○専門職の人材確保と資質の向上

- ◇関係機関と連携し、福祉・介護職場に勤務しようとする人に対する相談支援や研修の実施、就労支援等の取組を進めるとともに、地域における効果的な人材確保のあり方について検討します。
- ◇潜在的有資格者等の臨時的な介護事業所への派遣など、離職した福祉・介護分野の潜在的有資格者等の再就職に向けた支援を行います。

○地域福祉のための地域リーダーの育成

- ◇地域の課題を地域住民が主体となって解決できるよう、民生委員・児童委員、ボランティア団体などを中心に地域リーダーの育成に努めます。

○福祉・介護に対する理解の促進

- ◇児童に対する体験学習等の取組を通じて、将来の福祉の専門職としてはもとより、地域福祉に係るボランティアやNPO、民生委員・児童委員等への啓発活動を進める等、地域共生社会における福祉の担い手の育成・確保につなげます。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇積極的に地域活動に関する講座などに参加します。
- ◇地域活動や福祉の仕事に興味を持ちます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇各団体の連携を図るリーダーを養成します。
- ◇地域で高齢者や障がい者などの福祉に関する講座を開催し、福祉に対する意識の向上に努めます。
- ◇福祉関係団体やボランティア関係団体と協力し、さまざまな体験の機会を提供します。

○行政が取り組むこと

- ◇民生委員・児童委員、ボランティア団体などを中心とした地域のリーダーを養成するとともに、活動を支援します。
- ◇地域福祉について関係機関と連携を図り、町民に浸透させることに努めます。
- ◇福祉事業者の人材確保に向けた取組を支援します。
- ◇社会福祉協議会等との連携による福祉人材育成事業の充実を図ります。

(2) 地域福祉のネットワークづくり

現状と課題

- ◇行政、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員が連携し情報交換を行っています。
- ◇地域における課題に対応するためには、地域住民、関係団体、行政のネットワークを強化する必要があります。
- ◇高齢者や障がい者などのニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが提供できるよう、地域におけるネットワークや関係機関との連携を図る必要があります。

施策の方向性

○地域の団体や機関などとの連携・協力

- ◇地域における課題に対応するため、民生委員・児童委員をはじめ、地域の団体や機関、事業所などと連携・協力し、地域の実情に応じた効果的な活動を展開できるよう、地域福祉のネットワークづくりに努めます。

○すべての人への地域包括ケアの構築

- ◇地域の保健・医療・福祉・介護のサービスの提供を総合的に連絡調整し、高齢者だけではなく、すべての人への地域包括ケアを実現するシステムの構築を図ります。
- ◇ネットワークの構築にあたっては、支援を必要とする人のニーズに結びつけ、新たなニーズに対応するように努めます。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇隣近所で気になる人がいる場合には、見守りを心掛けます。
- ◇隣近所の人と協力して、災害時を含め、日頃から支援を必要とする人の見守りネットワークに参加します。
- ◇地域の活動や行事に積極的に参加するよう心掛けます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇民生委員・児童委員や町内会などの連携により、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や子育て世帯、障がいのある人などの見守りや相談支援活動を推進します。
- ◇各地域において見守り活動を組織的に進めていくための見守りネットワーク構築に向けて、行政や社会福祉協議会との連携を強化します。

○行政が取り組むこと

- ◇高齢者や障がいのある人の支援のため、関係機関との情報の共有化を図ります。
- ◇関係機関との連携を密にし、民生委員・児童委員や町内会などの協力を得ながら、制度の周知・連携・ネットワークづくりを進めます。
- ◇社会福祉協議会と連携し、見守りネットワークの構築に向けた取組を推進します。
- ◇社会福祉法人やNPO等、福祉サービス事業者と連携を強化し、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進します。

(3) 地域のつながりの強化

現状と課題

- ◇近所との交流が以前より希薄化し、孤立化が進んでいます。
- ◇地域の小さな集まりを強化し、仲間・グループの輪を広げる必要があります。
- ◇地域住民同士の助け合い、支え合いを展開していくには、日頃から近所のより良い関係を築いていくことが大切です。
- ◇アパート居住者においては、住民間の交流が少ない、町内会に入らないといった問題があり、あいさつや近所付き合いの大切さを伝えていく必要があります。
- ◇あいさつは地域交流に有効なので、大人も子どもも関係なく自分からあいさつし、コミュニケーションを図る必要があります。
- ◇一人暮らしの高齢者などが増えており、地域の中で孤立しないよう、日頃から声かけや見守りを実施するなど、よりよい近所付き合いが求められています。
- ◇民生委員・児童委員および各町内会を中心に「見守り」を行っていますが、個人情報保護法による情報提供の制限や情報保護の難しさもあり、支援が必要な人のそれぞれの事情に応じた見守りへの対応が求められるなどの難しい課題があります。

施策の方向性

○地域のつながりの強化

- ◇個々のライフスタイルが多様化し、地域の連帯感が薄れてきています。積極的なあいさつなどを通して地域のつながりを深めていきます。
- ◇高齢者や障がい者、特に一人暮らしの人の見守りや声かけに努めます。

○子どもの見守り活動の充実

- ◇地域で子育てを支援する体制づくりに努めます。
- ◇子ども見守り隊などの組織を強化するとともに、登下校時だけでなく、日頃から子どもの見守り活動を支援します。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇転入・転居者に対して、好意的に受け入れるよう努めます。
- ◇子どもたちの通学時の見守りなどに参加し、あいさつ、声かけを行います。
- ◇観光客などにもあいさつを行います。
- ◇近所の人と話したり、自分から声をかけたりして、近所付き合いに努めます。
- ◇地域の高齢者や障がいのある人などに対して、見守りや声かけを行います。

○地域全体で取り組むこと

- ◇子どもたちや一人暮らしの高齢者、障がいのある人などに声かけし、見守りを行います。
- ◇民生委員・児童委員と町内会等による見回りを強化するとともに、若い人にも見回りへの参加を呼びかけます。
- ◇子どもの見守り活動への啓発を促し、登下校時の見守り活動の充実に努めます。
- ◇ごみ出しや買い物など、日常生活でさまざまな困難を伴っている世帯にできる範囲で協力するなど、身近な地域での支え合い、助け合いの取組を進めます。

○行政が取り組むこと

- ◇地域福祉計画・地域福祉実践計画を通して、地域のつながりの大切さ（共助・互助）について、さらなる啓発、推進に努めます。
- ◇あいさつや地域住民による子どもの見守り活動を啓発、推進に努めます。
- ◇社会福祉協議会と連携しサロン活動等、集いの場を発掘・展開していき交流のきっかけになる仕組みづくりに努めます。

(4) 災害時に備えた地域支援体制の構築

現状と課題

- ◇北海道胆振東部地震などの大規模な災害が多発しており、町民の防災意識が高まっています。
- ◇町では避難行動要支援者名簿の作成を行っていますが、様々な事情から登録を勧めても登録をされない方もおり、地域福祉の根幹である自助、互助の精神が薄れてきている現状があります。
- ◇地域のつながりが希薄になっている中で、災害時などの緊急連絡体制や要支援者の支援強化が、より一層必要となっています。
- ◇一人暮らしの高齢者などが増加しているため、緊急時における高齢者を支援する取組が必要となってきています。高齢者などの地域住民が安心して生活するためには、家庭内の事故や急病、災害時などに備え、自助・互助・共助・公助の取組が求められます。

施策の方向性

○防災体制の充実・強化

- ◇防災計画や防災マップの整備を行い、防災訓練や避難訓練の実施、防災に関する情報の周知や啓発などの防災体制の充実と強化に努めます。
- ◇災害時の対応や防災のため、自主防災組織を充実させるとともに、防災訓練や避難訓練を実施します。

○福祉避難所の指定と活用

- ◇避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、医療施設や社会福祉施設などの関係機関と協議・連携して、福祉避難所の充実と活用を図ります。

○災害時要支援者台帳の整備

- ◇災害時に何らかの支援を必要とする要支援者が、地域の中で支援を受けられ地域内で安全・安心して暮らすことができるようにするため、要支援者台帳の整備を進めます。
- ◇地域住民や関係機関と連携・協力しながら、災害時における要支援者の状況を把握し、情報の共有を図り、災害時の避難支援や地域内の日頃の見守り活動などの支援体制整備を進めます。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇災害時に自分の命や財産は自分自身で守ることが必要です。
- ◇防災訓練等へ積極的に参加し、災害時にはすぐに避難できるよう防災用品・避難場所・避難経路などを日頃から確認しておきます。
- ◇平常時においても、支援を必要とする高齢者や障がいのある人などに対する「見守り」や「声かけ」に努めます。
- ◇家族に災害時要支援者がいる場合は、災害時要支援者台帳への登録を勧めます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇災害時や緊急時の連絡網を作成します。
- ◇一人暮らしの高齢者をはじめとした災害時要支援者がどこにいるかを日頃から把握しておきます。また、災害時の避難場所や避難経路なども日頃から把握しておきます。
- ◇平常時においても、災害時要支援者などに対する「見守り」や「声かけ」に努めます。
- ◇町内会、民生委員・児童委員、などが中心となった自主防災組織を確立し、災害時や緊急時に支援し合える体制づくりを推進します。
- ◇災害時要支援者台帳への登録を契機にするなど、日頃から地域におられる要支援者の支援体制をつくります。

○行政が取り組むこと

- ◇防災訓練や避難訓練を実施し、避難場所などについて周知を図りながら、避難支援体制の整備を推進します。
- ◇要支援者対象となる人たちの把握に努め、緊急時の連絡体制を整備し、要支援者台帳の更新を行います。
- ◇関係機関などと連携して、計画的に高齢者や障がいのある人が使いやすいトイレやバリアフリー化などの施設整備を行い、福祉避難所などの施設の充実を図ります。
- ◇地域における自主防災組織の設立・強化に向けた支援と啓発を行います。
- ◇災害時の対応に関する学習会などの啓発活動を行い、地域住民の防災意識を高めます。

【基本目標2】 共生の人づくりとまちづくり

(1) ボランティア活動の推進

現状と課題

- ◇災害時のボランティアについては、北海道胆振東部地震発生後からさらに認知度が高まりました。
- ◇福祉やボランティアに関心があっても、活動に結びついていない人がいるため、参加しやすい環境づくりが必要です。
- ◇ボランティアに対する意識を高める必要があります。
- ◇介護予防への取組を普及・拡大するとともに、地域の中で支援するボランティアを育成することが必要です。

施策の方向性

○ボランティア人口の拡大と情報提供

- ◇社会福祉協議会が行うボランティア講座などを支援し、ボランティアの意識啓発及び育成を図ります。
- ◇各種ボランティア団体との連携強化を図ります。
- ◇社会福祉協議会と連携しながらニーズに応じた情報を提供します。

○ボランティア活動の支援

- ◇民生委員・児童委員や各種ボランティア団体と連携し、潜在的なボランティアの掘り起しについて検討し、ボランティア活動を支援していきます。

○介護予防や子育てに関するボランティアの育成

- ◇介護予防事業をさらに進展させるため、各地域において実施される研修などへ講師を派遣し、介護予防に関するボランティアなどの人材を育成する事業を支援します。
- ◇子育てサークル・ボランティアの育成・支援を行います。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇無理のない程度でボランティアに参加します。
- ◇家庭での子どものボランティア教育に努めます。
- ◇いろいろな事に興味や関心を持ち、ボランティアの大切さを認識します。

○地域全体で取り組むこと

- ◇必要な分野のボランティアの情報を提供します。
- ◇地域の中でボランティア活動をする人を支援、育成します。
- ◇子どもの頃からボランティア意識を高めていくことに努めます。
- ◇地域活動やボランティアに参加しやすい環境づくりに努めます。
- ◇NPOやボランティア団体と協力し、ボランティア活動の活性化に努めます。
- ◇地域の介護・障がい者関連事業者等が連絡・連携を図ります。

○行政が取り組むこと

- ◇社会福祉協議会と連携し、ボランティアに関する情報提供の場を設けます。
- ◇ボランティアに対する意識を高めるため、社会福祉協議会と連携して、ボランティア講座などの開催支援を行います。
- ◇災害時における具体的なボランティアの需要についての情報提供を行います。
- ◇介護予防や子育て支援事業などにかかわるボランティアなどの人材を育成する事業を支援します。

(2) 切れ目のない子育て支援の強化

現状と課題

- ◇妊婦期から子育て期の健康診査や4歳児相談を実施し、健康相談等の充実を図っている。
- ◇子育て世代包括支援センター開設など、切れ目のない支援体制の整備に取り組んでいる。
- ◇子育て世代の新たなニーズ把握と、時代にあった支援体制が求められている。

施策の方向性

○子ども・子育て支援事業の推進

- ◇女性の働き方の変化に伴う子育てニーズの拡大・多様化に対応するために、地域子ども・子育て支援事業の拡大を図り、仕事と子育ての両立を支援するとともに、地域での子育て関連団体とのネットワーク強化に努める。

○子どもを産み育てやすい環境づくり

- ◇子どもを持つことを希望する誰もが、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、健診相談支援体制の充実や子どもの居場所づくり等に取り組み、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進します。

○母子保健・福祉の充実

- ◇妊娠・出産・育児にわたる母子保健（健診・相談・指導等）の充実と、不妊・不育治療費や子どもの医療費助成等のほか、ひとり親家庭への支援等により、子育て世代への精神的不安や経済的負担の軽減を図ります。

○乳幼児期の教育・保育サービスの充実

- ◇保護者の様々なライフスタイルや就労形態により、多様化する保育ニーズに対応するため、安心安全で、質の高い教育・保育環境を確保するとともに、一時預かりや病児預かりなどの充実を図ります。

○支援が必要な児童への対応

- ◇児童虐待や発達がゆっくりな子どもへの適切な対応に努め、子どもの将来が家庭の経済力等に影響されないよう、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し、各施策を総合的に推進していきます。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇高齢者との交流や支援について、子どもが小さい時から家庭での機会を設けるように努めます。
- ◇地域の交流行事に参加し、人と人とのつながりを大切にします。
- ◇精神的不安の軽減を図るため、身近に相談できる人をつくるよう努めます。
- ◇子どもの健診に行き、子育てや子どもの健康状態の状況について相談することで、不安の軽減を図ります。

○地域全体で取り組むこと

- ◇放課後や休日における子どもたちの居場所づくりに取り組みます。
- ◇子育て支援関係者が定期的集える場や、子育てしている保護者等が集える場をつくります。
- ◇障がいのある子どもやその家族に、地域における交流行事への参加を呼びかけます。
- ◇福祉関係団体との交流を通じて、情報交換と理解を深めます。
- ◇同じ悩みを抱えている親同士が交流できる場の充実を図っていきます。

○行政が取り組むこと

- ◇妊娠期から子育て期の従来の健康診査や健康相談のほか、新たに産婦健診・産後ケア事業を実施し、各種制度の周知も図りながら、子育て支援の充実に努めます。
- ◇気軽に子育ての相談を受けられる環境をつくり、必要な場合は家庭を訪問し、相談・支援を行うように努めます。
- ◇子育て世代包括支援センター、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポートセンターの充実を図るため、子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を増やしていきます。

(3) ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

現状と課題

- ◇高齢者や障がいのある方、妊産婦等が町内施設を円滑に利用できるよう、バリアフリー化を進めるなど福祉環境の整備が求められています。
- ◇障がい者や高齢者などに配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間を創出していくユニバーサルデザインに配慮した取組が求められています。

施策の方向性

○「心のバリアフリー」の推進

- ◇ヘルプマークやヘルプカードの普及推進や障がい者等用駐車スペースへの理解促進等、高齢者や障がいのある方に対する正しい理解を深め、思いやりのある心を育む推進に努めます。

○福祉のまちづくりの気運の醸成

- ◇北海道福祉のまちづくり条例の趣旨について普及啓発を図り、多くの人々が様々なに交流できる環境の整備と人にやさしい安らぎとゆとりのある空間の確保を目指します。

○共生のまちづくり

- ◇高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が生活の幅を広げられるノーマライゼーションの共生のまちづくりに向け、各種団体や関係機関と協力しながら、公共施設のユニバーサル化やバリアフリー化をできるところから進めていきます。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇様々な機会を通じて、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考え方の理解を深めます。
- ◇杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪は行わないようにします。

○地域全体で取り組むこと

- ◇社会福祉法人やサービス事業所は、サービス利用者などの居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険箇所やバリアのチェックを行い、その人に寄り添った助言を行うように努めます。
- ◇地域で高齢者や障がい者などの福祉に関する講座を開催し、ユニバーサルデザインやバリアフリーに対して理解を深めます。

○行政が取り組むこと

- ◇「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、ユニバーサルデザインやバリアフリーのまちづくりを推進します。
- ◇公共施設や道路等のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を進めます。

【基本目標3】福祉サービス向上のための仕組みづくり

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題

- ◇町民からの相談に迅速かつ的確に対応するため、民生委員児童委員協議会など、関係機関と連絡を取り合い、連携を強化しています。
- ◇高齢者を取り巻く相談については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、サービス事業所と連絡調整を行いながら、利用者と事業所との間で円滑に問題解決できるように支援しています。
- ◇障がいのある方やその家族からの相談に対して、障害福祉サービスなどの相談窓口を設けています。また、障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談窓口を設けています。

施策の方向性

○情報の共有化による相談機能の充実

- ◇関連する団体・機関との連携と情報の共有化を図り、相談者に寄り添った総合的な相談機能の一層の充実を図ります。

○相談体制の充実と職員の資質の向上

- ◇相談サービスの継続と充実を図ります。
- ◇町民のみなさんの相談に十分に対応するための体制の整備や職員の資質の向上を図ります。
- ◇サービス事業所などにおける相談員、指導員の研修や相談対応に関する研究の機会を増やし、能力・資質の向上を図ります。

○地域包括支援センターにおける相談支援

- ◇地域包括支援センターにおいて、高齢者の様々な相談に対し、継続的・専門的に支援するため、福祉サービスなどに関する情報提供や実態把握を行うとともに、関係機関と連携して支援が必要な高齢者へ適切な支援を行います。

○障がい者の就労支援

- ◇事業所などと連携しながら障がい者と相談し、就労支援を行います。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇「福祉の支援を受けたい」「福祉の制度のことを知りたい」「新しい福祉の課題や解決策について相談したい」など、困ったときや情報が欲しいときは気軽に相談窓口を活用します。
- ◇身近に相談できる人や気軽に相談できる環境づくりを心掛けます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇福祉のことで相談したいけれど、どこに相談すればいいのかわからない人に相談窓口を紹介します。
- ◇地域の団体やグループに参加し、福祉サービスの理解を図ります。
- ◇民生委員・児童委員などへの協力体制を整え、相談支援活動に努めます。

○行政が取り組むこと

- ◇様々な相談に的確に対応するための体制整備と職員の資質向上に努めます。
- ◇高齢者や障がい者の様々な相談や福祉サービスなどに関する情報提供を適切に行うとともに、関係機関などと連携して、支援が必要な方に寄り添った継続的・専門的な支援を行います。

(2) 権利擁護体制の推進

現状と課題

- ◇少子高齢化や核家族化が進行する中で、誰もが地域で安心して尊厳のある生活ができるように、権利と財産を守るための支援や、虐待などから高齢者などを守る取組を行っています。
- ◇障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らせるよう、障がいを理由とした差別をなくし、権利を擁護する仕組みづくりに努めています。
- ◇権利擁護については、高齢化の進行により成年後見制度をはじめ、相談が増加することが予想されることから、相談支援体制の確立が急務となっています。

施策の方向性

○権利擁護についての町民への周知と理解

- ◇権利擁護についての町民への周知方法を検討するとともに、制度への理解を深める方策を検討します。

○高齢者の権利擁護

- ◇地域の高齢者が安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への対応、消費者被害の防止など、困難な状況にある高齢者に対して、地域包括支援センターにおいて継続して権利擁護事業を行い、支援を進めます。

○障がい者の権利擁護

- ◇障がい者が安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、障がい者虐待への対応、成年後見制度の活用、困難事例への対応など、支援が必要な障がい者に対して継続して権利擁護事業を行い、支援を進めます。

○子どもの権利擁護

- ◇医療、保健、教育、警察などの関係機関で構成された「要保護児童対策地域協議会」において、情報交換及びケース会議を開催し、児童虐待の防止・早期発見・早期対応を図ります。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇権利擁護にかかわる問題に対し理解を深め、自ら行動できるよう努めます。
- ◇高齢者や障がい者等の不安や悩みを軽減し、安心して生活できる環境づくりに努めます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇権利擁護制度に関する、地域における理解を深める場を設けます。
- ◇地域で高齢者や障がい者（児）等を温かく見守り、異変に気づいたら行政などに相談するよう努めます。

○行政が取り組むこと

- ◇障がいを理由とした差別を無くし、権利を擁護する取組を強化します。
- ◇様々な機会を通じて、各種福祉制度や権利擁護制度にかかわる周知を図っていきます。
- ◇成年後見制度に係る相談窓口を設け、体制を整えます。
- ◇関係機関と連携しながら、高齢者、障がい者及び児童の虐待防止に向けた取組を強化します。
- ◇保護者が自分らしい子育てを見つけ、児童虐待の未然防止に繋がるような子育て講座を開催します。

(3) 移動制約者への移動手段の確保

現状と課題

- ◇公共交通空白地域における利便性の高い運行が課題となっていることから、引き続き、住民ニーズに応じた運行体系の検証・見直しが必要である。
- ◇路線・ダイヤ改正、元気号バスの1台増車を実施した。
- ◇デマンド交通（予約型輸送サービス）の運行を開始させ、利便性の向上と利用促進を図った。

施策の方向性

○交通手段の確保

- ◇高齢者や障がいのある人など、交通手段に制限を受ける人の移動手段を確保し、日常生活の利便性の向上や積極的な社会参加を促すため、引き続き元気号を運行し、多くの人の交通手段が確保できるよう改善を図ります。

○移動困難者の実態把握

- ◇福祉有償サービスや運転免許返納者を含めた移動困難者等の支援の方法について、実態把握と検証を行い、交通施策への活用を図ります。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

◇広報等から福祉サービスに関する情報を得ながら、各種サービスの理解・活用につなげていきます。

○地域全体で取り組むこと

- ◇社会福祉法人やサービス事業所は、町民のニーズに的確に対応できるよう、質の高い福祉サービスの提供に努めます。
- ◇車の運転ができない高齢者などへの対応として、移動や買い物等の支援を行います。

○行政が取り組むこと

- ◇高齢者や障がい者などの町民が利用しやすい公共交通手段を確保するため、利用状況やニーズを把握し、バス運行の利便性維持を図ります。
- ◇関係機関等と連携し、高齢者や障がいのある方等に対する福祉有償運送の円滑な運用など、地域が主体となった移動手段の確保に向けた取組を推進します。
- ◇町の交通政策について町民に周知を行い、理解・利用促進に努めます。

(4) 生活困窮者等の生活保障と自立支援

現状と課題

- ◇生活困窮等の各種相談には専任職員を配置し、生活再建や課題解決に向けた支援につなげています。
- ◇生活保護受給者の適切な就労支援を行うため、北海道（胆振振興局）と連携し支援を行っています。
- ◇生活保護業務にかかる情報は、民生委員・児童委員を中心に情報提供を行っています。
- ◇生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活に困窮している人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた相談支援体制の整備を図る必要があります。

施策の方向性

○生活支援が必要な人（生活困窮者）への情報提供

- ◇生活に困窮しているものの自ら相談に来ることができない人に対して、発見・支援を行う方法・体制づくりを整えます。

○生活困窮者の相談支援窓口体制の強化

- ◇地域で経済的に困窮されている人の多様で複合的な相談に応じるため、包括的・継続的な相談支援を行っていきます。
- ◇関係機関と連携しながら相談支援体制を行い、早期の就労自立を促します。

町民・地域・行政の役割

○町民一人ひとりが心掛けること、または取り組むこと

- ◇身近に相談できる人や気軽に相談できる環境づくりを心掛けます。
- ◇様々な福祉サービスなどの支援を必要とする人やその家族は、気軽に行政機関の相談窓口を活用します。

○地域全体で取り組むこと

- ◇民生委員・児童委員などへの協力体制を整え、相談支援活動に努めます。
- ◇地域の組織を活用して、生活困窮者への支援制度等の啓発活動に努めます。
- ◇生活困窮者等の相談窓口を紹介し、支援につなげていきます。

○行政が取り組むこと

- ◇生活支援が必要な人やその家族に対し、わかりやすく公的支援制度（サービス内容）を説明し、気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- ◇生活困窮者からの相談を受け支援につながった後も、必要な場合は家庭を訪問し、相談・支援を継続して行います。
- ◇貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育分野と福祉分野が連携し、適切に情報共有を図りながら、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援など、必要な環境整備と教育の機会の均等化に向け取り組みます。

第6章 計画の推進・管理体制

第6章 計画の推進・管理体制

1. 計画の推進に向けての連携・協力の確保

地域福祉活動の主役は地域に生活している町民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業所も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、本計画と関係する具体的な取組を明記した個別計画の評価において、総合的に地域福祉の進捗状況の評価、見直しを行い、本計画の推進につながるよう努めていきます。

第7章 資 料

第7章 資料

1. 計画策定の経過

- 令和元年 9月 第1回白老町地域福祉計画策定委員会
【審議内容】・計画策定方針、策定スケジュールについて
・第3期白老町地域福祉計画の検証
・地域福祉を取り巻く現状と課題等について
- 10月 第2回白老町地域福祉計画策定委員会
【審議内容】・第3期白老町地域福祉計画の検証
・第4期白老町地域福祉計画アンケート調査について
- 12月 第3回白老町地域福祉計画策定委員会
【審議内容】・第4期白老町地域福祉計画アンケート調査結果について
・第4期白老町地域福祉計画(素案)について
- 令和2年 1月 第4回白老町地域福祉計画策定委員会
【審議内容】・第4期白老町地域福祉計画(素案)について
・パブリックコメントによる意見募集について
- 3月 第5回白老町地域福祉計画策定委員会
【審議内容】・第4期白老町地域福祉計画(最終案)について
・パブリックコメントの回答について

2. 第4期白老町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	委 員 氏 名	所 属 ・ 職 名
福 祉	堂 前 文 男	社会福祉法人 天寿会 理事長
福 祉	吉 田 末 治	白老町民生委員児童委員協議会 会長
福 祉	牧 諭 志	社会福祉法人 白老町社会福祉協議会 地域福祉課長
福 祉	尾 美 香	はまなす会 会長
福 祉	北 平 保	社会福祉法人 白老宏友会 常務理事
保健医療	今 野 秀 俊	白老町歯科医師協議会 会長
教 育	前 田 道 弘	白老町立 虎杖小学校 校長
学識経験者	西 村 篤 子	NPO法人 お助けネット 理事
学識経験者	牧 野 直 樹	白老町町内会連合会 事務局長
学識経験者	岩 本 寿 彦	白老町地域包括支援センター センター長

3. 事務局員名簿

	所 属	職 名	氏 名
健康福祉課		課 長	久 保 雅 計
	福祉支援グループ	主 査	小 川 智 子
		社会福祉士	山 越 大 二